

第 7 章 施工及び検査

第 26 条 (施 工)

1. 指定工事業者は、給水装置工事を施工するにあたっては、局から工事の承認を受けたのちでなければ工事に着手してはならない。
2. 工事の施工は、工事調書、本基準、給水装置工事技術指針及び所定の工事仕様書に準拠して行わなければならない。
3. 工事完了後完成図を作成すること。ただし、設計内容に変更のないものは工事調書を完成図に読み替えることができる。
4. 吸排気弁や減圧弁等の給水用具は、維持管理を考慮して設置すること。
5. 工事完了後、給水管内及び給水タンク内の洗浄を行うこと。

[解 説]

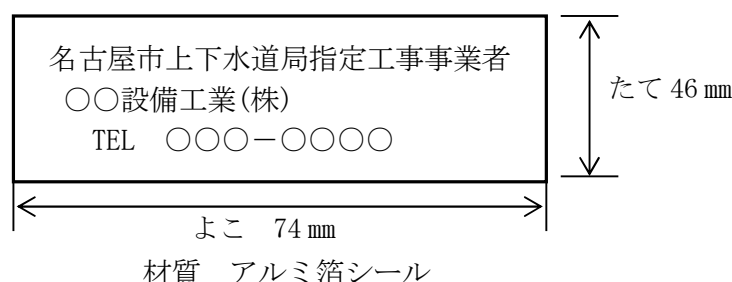
1. 指定工事業者は、局から工事の承認を受けたのち、「着手届」(P190)を提出しなければならない。また、道路取付管を施工する必要がある場合には、局の行う道路取付工事に先立ち、公私境界からメータまでの給水装置を設置しなければならない(ただし、道路取付管と同時に施工する場合は除く)。着手届には、道路取付管工事施工可能年月日(道路取付管工事が無い場合は、メータまわり完成予定日)を記入すること。着手届の受理後、上下水道局において、道路取付工事の施工日を調整、決定する。着手届の提出から道路取付工事の施工までには一定の期間を要するため、工程に余裕を持って提出すること。

条例第 4 条

給水装置工事又は給水装置の修繕(法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。)を施行しようとする者は、あらかじめ水道事業管理者(以下「管理者」という。)に申し込み、その承認を受けなければならない。

2. 施工

- 1) 主任技術者は、配管技能者等に工事内容をよく説明し、適正に施工されるよう指導しなければならない。
 - (1) 工事調書内容の説明
 - (2) 使用する材料及び給水栓類の確認
 - (3) 掘削部分の埋設物(電気、ガス、電話、下水等)の布設状況の調査把握
 - (4) 掘削は、溝掘り又はつぼ掘りとし、管の下端は凹凸のないように均すこと。なお、埋め戻しには良質土又は山砂を用い、つき固めを十分に行なうこと。
 - (5) 工事終了後の周辺整理
- 2) 承認済工事内容を変更する必要があるときは、事前に協議しなければならない。
- 3) 指定工事業者は、工事に対する責任を明確にするため、各種給水装置工事(新設・改造・増設・修繕)の際、メータ管内(蓋裏)並びに各家庭の台所・電話設置箇所等に下記様式に準じたシールを貼付すること。



〈参 考〉

工事に対する責任の明確化、迅速化及び工事店のイメージアップのため平成 3 年 4 月 1 日より実施。(平成 3 年 2 月 21 日業務部長通知)

3. 完成図（工事調書）

- 1) 指定工事業者による給水装置工事については主任技術者が作成する。
- 2) 完成図には、配水管及び小口径配水管の布設位置（出幅、深度等）、隣接する給水装置の区間距離を局にて記入する。

4. 給水用具の施工

指定工事業者は給水用具を設置する際、維持管理を考慮し施工する。

〈参 考〉

吸排気弁は、ごみ嚙みなどにより漏水した場合、弁体の清掃及び取替えが必要となる。そのため、吸排気弁の上流側に止水栓を設置する。その際、維持管理に支障をきたさないよう、位置などを考慮し施工する。

第27条（完成検査）

1. 主任技術者は、給水装置工事完成後速やかに、「給水装置工事検査要綱」に基づいて適正な完成検査を実施しなければならない。
2. 主任技術者は、検査の結果を別に定める「給水装置工事完成検査報告書」にて局長に報告しなければならない。
3. 局が行う検査は、維持管理上必要な個所や水質の安全を確保することを主目的として、必要な範囲に限り検査を行う。

〔解説〕

1. 主任技術者の行う完成検査は、工事完成後の給水装置が施行令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）への適合や、本給水工事施行基準等に適合していることの確認の他、工事申込者との工事契約の内容の最終確認でもある。

給水装置工事検査要綱（P291参照）に規定する検査項目は、必要最小限のものであるので、他の項目についても必要に応じて検査を実施すること。

2. 完成検査は、主任技術者が実施することを原則とするが、やむを得ない場合は、主任技術者の責任のもと信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、給水装置工事検査要綱に基づいて完成検査を実施することができる。

3. 完成検査及びその報告は、指定工事業体規程第12条（工事検査）及び第14条（報告又は資料の提出）に基づき実施する。

なお、指定工事業体は、施行した給水装置工事に係る記録を整備し保存しなければならない。（指定工事業体規程第10条第4項）

指定工事業体規程

第12条 指定給水装置工事業体は、条例第7条第2項に規定する工事検査を受けるため工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により局長に申請しなければならない。

- 2 指定給水装置工事業体は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて局長の検査を受けなければならない。

第14条 局長は、指定給水装置工事業体に対し、当該指定給水装置工事業体が本市給水区域において施行した給水装置の工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

4. 局が行う完成検査は、条例第7条第2項に基づき、給水装置工事全件数を実施する。

条例第7条（第1項 略）

前項の規定により、指定給水装置工事業体者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

5. 局が行う検査は、維持管理上必要なものについて行うもので、指定工事業体者と工事申込者との工事内容を検査するものではない。

第 28 条 （引渡し）

引渡しに際し、使用者(所有者)に装置の使用方法及び維持管理上の義務について十分理解が得られるよう説明すること。

〔解 説〕

1. 引渡し時の使用者（所有者）への説明における重視事項
- 1) メータ設置場所について、メータの検針及び取替に支障をきたさないように、良好な環境を維持すること。
- 2) 受水タンクの維持管理は、局が発行する「導水装置工事施行届内訳書」の記載事項を遵守するように、所有者に徹底をはかること。
- 3) 給水の開始にあたってのバルブ操作は徐々に行い、配水管へ悪影響（流速の急激な変化による赤水発生等）を与えないよう十分注意すること。